

Title	法人税帰着の計量分析：市場構造別・時系列モデル：試論モデル
Sub Title	The econometric analysis of the incidence of the corporation income tax in Japanese manufacturing, 1928-68
Author	古田, 精司
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1969
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.62, No.9 (1969. 9) ,p.988(8)- 1005(25)
JaLC DOI	10.14991/001.19690901-0008
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19690901-0008

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

法人税帰着の計量分析

—市場構造別・時系列モデル：試論モデル—

古田 精 司

- (1) ま え が き
- (2) わが国の市場条件と法人税転嫁
- (3) 市場構造別一般モデルの導出
- (4) 市場構造別モデルの推定結果
- (5) 試論モデル推定結果の評価

(1) ま え が き

既述のように、K-M-モデルが法人税転嫁の計量分析を手がけたとき、収益率指標と分配率指標の2方向に沿って展開されたが、それは2つの長期時系列から完全転嫁とゼロ転嫁という異なる結論がえられた統計的証左が端緒となったといつてよい。K-M-モデルが「過剰転嫁」の帰結を導き、ついで Hall が「ゼロ転嫁」を示唆し、また K-モデルでは「完全転嫁」が主張され、さらに一転して G-モデルでは「ゼロ転嫁」が結論されたことはすでに述べたとおりである。これら一連の計量的転嫁分析の発展をみると、それぞれのモデルが次第に洗練化され新しい内容と質を備えた情報が提供されている事実に注目する必要がある⁽¹⁾。

ところで、筆者はこれらの精緻な計量分析が展開される以前に、プリミティブな形での実証分析を試みる機会をもった⁽²⁾。それはまず第1に、アメリカにおけると同様にわが国においても、戦前から戦後にかけて法人税率の顕著な上昇が認められるという類似性に誘発されたものである。わが

注(1) 法人税転嫁の実証分析に関する現状については以下の文献を参照されたい。M. Krzyzaniak and R. A. Musgrave [13], 古田精司 [5], C. A. Hall, Jr. [9], R. W. Kilpatrick [12], 古田精司 [6], R. J. Gordon [8], 古田精司 [7]。この試論は不完全ではあるが転嫁の実証分析をめぐる論争に対し一応の終止符を打つ意図をもって書かれた。大方の叱正をうることができれば幸いである。なお今回の試論モデル推定作業もコンピューターにけるに際して黒田昌裕氏の協力をえ、また慶應義塾学事振興資金からの援助をえてはじめて可能となった。附記して感謝の意を表したい。

(2) 古田精司 [4] を参照。

法人税帰着の計量分析

国の法人税実効税率の変遷は、大正末期から昭和の初頭にかけてほぼ6パーセントにすぎなかったが、準戦体制に突入するとともに急上昇を示し、大戦末期には50パーセントに達した。戦後は50パーセントの水準を超過することはなかったが、しかし40パーセントの水準を下回ることも少なかった。第2に、資本収益率の戦前・戦後における推移をみると、法人税率が戦前に比して引上

表 4-5-1: 戦前・戦後の利益率と分配率の指標

年 度	法 人 利 潤 分 配 率 (売上高営業利益率)	法 人 利 益 率			
		使 用 総 資 本		自 己 資 本	
		粗 利 益 率 I	粗 利 益 率 II	税 引 後 純 利 益 率	税 引 前 純 利 益 率
昭和 10 年 下期	9.94	9.27	12.30	11.22	13.22
32 年 上期	10.83	12.24	16.21	15.55	25.51
33 年 上期	8.20	8.21	12.09	7.89	13.18
34 年 上期	9.99	9.68	14.03	11.05	18.72

資料：法人利益率については、税制調査会「当面の税制改正に関する答申」昭和35年12月、p. 109。法人利潤分配率については三菱経済研究所「企業の成長と収益性」昭和36年、p. 40 および p. 58。

げられるとともに資本収益率も引上げられ、資本に対する課税後収益率も戦前と大差ないという傾向が認められた。この傾向は対自己資本収益率についても同様に認められる(表4-5-1参照)。アメリカの資本収益率(Rate of Return on Capital)の長期変動をみると、課税前収益率は法人税率の引上げとともに上昇したが、課税後収益率はトレンドとしてみるとコンスタントに留まっており、この事実をとらえて法人税負担が長期的にはほぼ転嫁が完了した証左であるとされた。この主張にしたがうならば、わが国の法人税負担も長期的にはほぼ転嫁されたと推測することができよう。ところが第3に、いま1つの法人税転嫁の測定指標である法人利潤分配率(Corporate Profit Shares)についてみると、アメリカの法人付加価値に占める法人利潤の分け前の長期変動は、課税前法人利潤分配率では法人税率の引上げにもかかわらず比較的コンスタントに留まったが、課税後については税率の増加にしたがい減少しているようにみうけられる。これはとりもなおさず法人税転嫁がありえなかったことの証左にはかならないと主張された。わが国のケースでも、戦前・戦後における法人利潤分配率の変動は、短期的循環はともあれ、長期的にはアメリカと同様かなりコンスタントとみることもできるため、やはりゼロ転嫁と推測しうるかもしれない(表4-5-1参照)。いずれにせよ、実効税率、資本収益率、法人利潤分配率の3つについてみて日米間にみいだせる驚ろくべき類似性は、法人税の転嫁と帰着をめぐる分析帰結に関し日米間の同一性を強く示唆しているようにみえる。

しかし、先の分析においてわが国の法人税転嫁の実証分析を進めるに当って、筆者はこれらの類似性に注目するよりも、むしろ日米間の法人税構造の差異に視点を集中することを意図した。すなわち、先に試みた実証分析においては、できるだけわが国法人税制の特殊性を盛り込むような形で構造方程式の独立変数を規定し、その結果導出された6箇の回帰式を推定することにより法人税転

嫁の傾向を調べようとした。

これらの転嫁方程式の特徴は、第1に減価償却、支払利子を含めた法人粗利潤を従属変数として選んだことにある。法人粗利潤が被説明変数とされたことは、単に第1次の接近として選択されたまでであって、それ以後のアメリカで開発されたモデルが収益率または分配率を指標にとったことに比して素朴にすぎたといえよう。けれども分析上の難点がそれによりまったく回避できたわけでもない。まずわが国の法人税制の特殊性を考慮すると、法人粗利潤の算定に当って取扱いの著しく困難な項目はまず租税特別措置法により認められた各種準備金と引当金であった。租税特別措置は戦前すでに実施され、戦後も数多の各種企業においてとりわけ退職給与引当金、貸倒準備金および価格変動準備金が共通して積み立てられ、負債項目に入れられながら実は自己資本として大きく働いていた。それゆえ法人粗利潤の算定に当ってこれら準備金と引当金を含めるべきかもしれないが、課税対象としての粗利潤ではなく、実効税率の1つとして想定された限界税率の算定にむしろ反映せしめるように努めて解決を図った。

分析上の第2の特徴は、法人企業活動水準の指標として法人粗利潤のみならず要素価格で測った法人粗付加価値を導入したことである。「要素価格で測った」という規定は、物品税、揮発油税、関税等の消費税が賃金と利潤のそれぞれの分配率に影響することなくして物価水準を引き上げるといふ一般的命題に照応するものであった。果して消費税または間接税と呼ばれる税種が完全転嫁されているか否かは別個の課題を構成するはずである。ここでは法人企業に課せられる税種のうち、できるだけ法人税に集中するため、本来法人企業の税負担とはならない税種をあらかじめ除外する措置としてとられている。したがって企業資産に課される固定資産税も、通常分類とは異なり消費税の1種として除外された。このように法人粗利潤を説明する1独立変数として要素価格での法人粗付加価値を規定したことは、企業課税のうち法人税率の変動が果して転嫁を促すような効果をもたらしたかどうか、また全租税のうち法人課税のみにより、いかなる効果を法人粗利潤にもたらしたかを明白にしようとして意図されたものにほかならない。

第3の特徴は、法人粗利潤を概念として2種類に分割し、1つは法人税転嫁が生じないばあい期待される利潤水準として、いま1つは転嫁にともなう利潤の変化として捉え、法人税率もそれに対応して前者に係する税率として平均税率、後者に係る税率として限界税率を規定したことである。法人税率を2種類に区分するにはそれなりに強い仮定を必要とした。とくに限界税率の算定には、転嫁に係する税率という規定を生かすため各年度に適用される法人税率の上限を算出することから出発し（戦前・戦後の法人税構造の著しい変化のためこの作業は極度に困難である）、次に前述の租税特別措置法による各種準備金・引当金について調整を加えた。平均税率の算定も、それが通常の実効税率と異なり法人粗利潤がベースとなるため、算出された限界税率とかなり異なるばかりでなく表面法人税率とも異なるのは当然であった。

法人税転嫁の推定のため筆者が選んだ回帰方程式は、おおむね以上のごとき特徴をもっていたと考えられる。そして3つの特徴に共通している点は、わが国法人税制を中心とする税制面の特徴を転嫁モデルに盛り込もうとしたところにあるが、課税対象とされるわが国法人利潤の形成プロセスにおける特質についてはなんらの考慮も払われなかった。その点、K-モデルが明示的に市場の独占度としての集中度を導入した理論的視点は、示唆に富む反省を与えるものがあつたといえよう。またG-モデルにおいても、転嫁理論モデルの特定化に当って明示的にマークアップ仮説を導入し、それに基づく転嫁計量モデルを構築した手法にも学ぶところ少なからざるものがあつた。とりわけ資本利潤率と法人利潤分配率の両指標を採用した上でテストにかけ、両指標における回帰分析結果の斉合性を指摘した点では他のモデルに優るメリットを認めねばならないであろう。さらに、K-M-モデルについてはこれまで幾多の批判が集中されたが、スライターが述べたように「過去10年に互る議論にみられた優柔不断の型から抜け出した」⁽³⁾先駆的研究として、法人税転嫁をめぐる実証分析の面で最も包括的な情報を提供した貢献を高く評価すべきことにはなんら異論の余地もあるはずがない。とくにK-M-モデルにおいては、G-モデルにおいても採用された転嫁度の尺度としての転嫁回帰係数は、K-M-モデルにおける最大の貢献の1つとして再び確認しておきたい。

この試論においては、これまでの法人税転嫁に関する計量モデルの特徴を考慮に入れ、新たに市場構造別・長期時系列モデルを組み、その上でわが国法人税の帰着テストを試みることにした。モデルの特徴は、「市場構造別」と呼ばれるように競争産業、寡占産業の異同を次のセクションで指摘されるごとき特質から転嫁モデルで考慮されるべきことが1つあるが、いま1つ「長期時系列」という性格からK-MおよびG-モデルのごとき戦前・戦後に互る法人税率の変遷が税負担の帰着にいかなる効果を及ぼしたかが考慮されることにある。

(2) わが国の市場条件と法人税転嫁

前節においては、筆者がかつて試みた転嫁回帰式の推定モデルの特徴を挙げ、またその後アメリカで開発されたモデルのメリットに触れた。しかし、それらのモデルが適用された産業ないし市場構造の特質については、どのモデル・ビルダーも触れてはいなかった。アメリカで適用された転嫁モデルについては、すべて暗黙のうちに通の理解が前提とされていたとみることもできる。けれどもアメリカで適用されたモデルをわが国に再適用するには、アメリカとわが国の産業構造なり市場条件に関しなんらかの範囲での共通性を前提とするか、それができないとすれば、その限りでのモディフィケーションを必要としよう。ここではわが国産業に適用される転嫁モデルの説明に先立って、わが国産業のおかれた市場条件を転嫁分析の課題の範囲内でアメリカとの簡単な比較を示し

注(3) R. E. Slitor (19) p. 143 参照。

ておきたい。

既述のように、キルパトリックはアメリカ産業における法人税転嫁の可能性を次の4点のうちに求めた。(1) 利潤以外の目標の追求、(2) 長期的利潤極大と短期的利潤極大との間の矛盾、(3) 寡占におけるプライス・リーダーシップの非有効性、(4) 平均費用価格形成とその他の「メノコ勘定」。そしてこれらの可能性を集約して、1産業が他産業よりも独占力を有するばあい、その独占力に応じて利潤率を引上げ法人税をより多く転嫁しようとする仮説を導き出し、独占力の尺度として集中度を選んだ。かれの観点は、アメリカ産業における法人税転嫁の可能性を探る第1次接近法として有用であったとみなしえよう。けれども、独占力が価格支配力をつうずる利潤率支配力、ひいては法人税転嫁力と理解できるならば、はじめに日米における独占力形態と機能の異同を調べ、それにより価格および利潤率支配力においてありうべき差異を確認しておくことが必要である。

日米における独占力形態と機能の差異を最も端的に物語るものは、両国の独占禁止法の規定条項とその実効度であろう。アメリカの独禁法およびその他の独占規制政策がそれなりの問題を抱えていることを別とすれば、戦前・戦後をつうじ少なくともわが国よりもきびしい規定と実効度をもっていたということではある。なかんずく、戦前のわが国主要産業の集中度はかなり高度であり、⁽⁴⁾ 準戦体制期には寡占経済が成立したと考えられるのみならず、財閥を中心とする独占力は集中度から推定されるよりはるかに高度の水準に達していたと考えられる。この点についても、われわれの転嫁度推定のための観測期間が戦前もカバーするため慎重な検討が必要とされる。だが戦後についてみても、アメリカの独占規制との差異は著しいように思える。周知のように、わが国でもアメリカでも、独禁法は独占的市場支配力そのものを規制するというよりも、独占と関連ありとみなされる市場行動 (market conduct)——価格、産出高、製品の特徴、販売費、研究費を変更する企業の行動——を禁止するという方式をとっている。たとえば独禁法によると、不当な取引制限、私的独占 (monopolization)、競争を実質的に制限することとなる企業合同、不公正な取引方法等を禁止している。けれども独禁法の規定とは別にその実効度を比較してみると、わが国とアメリカとの間には顕著な差異が浮び上がってくる。その第1は、アメリカでは価格協定、生産数量制限、販売領域の協定などあらゆるカルテル行為が無条件に違法とされているのに対し、わが国では、とりわけ戦前は論外として昭和28年以後は、不況なり競争が過度と認められるばあい企業保護の観点から、種々の適用除外の規定なり特別立法が設けられていることである (アメリカでも、農業協同組合や輸出カルテルが適用除外になっているが、これらは転嫁分析には殆ど影響しないとみてよいであろう)。戦後のわが国独禁法適用除外の規定で、「不況カルテル」、「合理化カルテル」が明記されているほか、中小企業安定法、輸出入取引法、およびいくつかの産業に対する設備処理カルテルなどに関する立法は、多かれ少なかれ独占力の行使に関係するはずである。また適用除外法という形をとらず、たとえば通

注(4) 公正取引委員会 [14] 巻末付録表一戦前の集中度、を参照。

産省勧告による「勧告操短」とか、鉄鋼や硫安における「公開販売制度」、その他「設備抑制勧告」、「買上機関」、「在庫凍結」、さらに「再販売価格維持制度」といったカルテルに代わる競争制限慣行がほとんどの市場において政府行政指導という形式をつうじて実施された点も、転嫁分析の課題に

表 4-5-2: カルテルおよび勧告操短等の推移

	協定数	うち不況カルテル・合理化カルテル	業種数	うち不況カルテル・合理化カルテル	勧告操短等
		a)		a)	b)
昭和 28 年 3 月末	53	—	8	—	—
29 年 "	79	0	19	0	—
30 年 "	162	0	27	0	—
31 年 "	224	4	53	4	—
32 年 "	312	7	72	5	—
33 年 "	401	7	92	5	18
34 年 "	523	13	134	9	40
35 年 "	609	13	173	9	28
36 年 "	728	12	189	8	19
37 年 "	882	11	198	7	15
38 年 "	1,002	12	212	8	28

資料: 公正取引委員会『カルテルの現状』昭和38年

注 a) 独占禁止法第24条3および4による不況カルテルと合理化カルテルの合計

b) 勧告操短, 公開販売制, 買上機関, 在庫凍結措置, 設備抑制勧告の合計

照らしてみれば看過することはできない。なぜなら、カルテルないしそれに準ずる競争制限慣行により、独占力の指標としての集中度とは別に、製品価格を採算点よりもはるか上の水準に安全に下支えすることにより利潤率を維持することができるからである。表4-5-2では、転嫁分析の戦後の観測期間においてカルテルおよび勧告操短がいかに拡大の一途をたどり、独禁法の実効度を稀薄ならしめたかをよみとることができよう。

一般に承認されているように、集中度は「市場構造、すなわちある市場に供給する産業の内部での諸企業の行動に影響を与える経済的に重要な市場の諸特徴の1要素にすぎない」といっても過言ではない。とくにわが国のばあい、法人税転嫁分析に当って市場構造の特徴を集中度のみで表示することは困難といわねばならない。むしろ、転嫁分析にふさわしい市場構造の分類をわが国の産業業種別につくりだすことが必要である。

けれども、これまでなんらかの形であれ、法人税を含めて租税転嫁分析のために適切な市場構造分類が行われていたわけではない。一方の極に完全競争市場を仮定し、他方の極に純粋独占市場を仮定することにより、現実の市場を両者の中間形態として処理したうえで租税転嫁の理論分析が進められるのが常であった。ここでは従来の分類に代えて、次のごとき市場構造分類を第1次の接近法として採り入れることにしよう。(1) 管理価格型市場、(2) 寡占価格型市場、(3) カルテル価格

注(5) R. Caves [1] p. 24 参照。

型市場、(4) 競争価格型市場。この4つに類型化された市場構造は、わが国における市場別価格決定の型にしたがうものであるが、価格決定の型にしたがい産業別利潤率決定の型、ひいては法人税転嫁度もまた異なると想定するものである。

ところで、「管理価格」と「寡占価格」との間には明確な1線を引きたいのが通常である。管理価格の定義次第によっては、寡占価格と殆ど異なるところがなくなるであろう。一般に管理価格が成立するためには、(1) 生産集中度が高度の寡占産業、(2) 結託が存在するとは限らないが、プライス・リーダーシップをとりうる企業が存在する、(3) 製品は比較的同質的ないし標準化され、需要の価格弾力性が低く、価格は安定的かつ下方硬直的である、といった条件が必要とされている。これらの条件にしたがって管理価格型市場ないし産業をグルーピングするとき、「高度の集中度」とはどの程度の集中度か、また「比較的同質的ないし標準的製品」における「比較的」という基準をどう定めるかにより、「寡占価格型市場」との間に明確な境界線を設けることが困難となるであろう。そこで、管理価格型と寡占価格型の両市場をできるだけ明確に区分するため、先の管理価格型市場の特徴のうち集中度を重視するに加え、産業別の成長率と総資本収益率を市場区分の尺度として追加することにしよう。あらたに採用された2つの尺度は4市場分類全体に適用できる。集中度、

表 4-5-3: 市場構造別の利潤率

管理価格型	%	寡占価格型	%	カルテル価格型	%
板ガラス (2社)	5.92	自動車 (6社)	6.81	普通鋼(Aカルテル所属)	2.96
ビール (3社)	6.47	合成繊維 (5社)	3.92	綿スフ (17社)	2.78
グルタミン酸ソーダ (1社)	7.67	電気機器 (7社)	4.71	石油精製 (8社)	3.33
フィルム (2社)	4.27			化学肥料 (10社)	1.97
時計 (2社)	10.85			洋紙 (10社)	1.34
製罐 (1社)	2.39				
アルミ (1社)	4.40				
製造業平均		3.74%			

香西 泰「独占価格と利潤」p. 179, 中村隆英編『現代日本の独占資本 2 独占価格』所収
資料は三菱経済研究所「本邦事業成績分析」

注 1) 総資本収益率は昭和 33~37 年各年下期の平均

成長率、収益率を主要な尺度として分類された市場の実例では、表 4-5-3 のごとく、(1) 管理価格型産業では板ガラス、ビール、アルミのように成長率はあまり高くないが収益率はかなり高度である、(2) 寡占価格型産業では、自動車、合成繊維のように成長率も高いが収益率も比較的高度である、(3) カルテル価格型産業では、化学肥料、洋紙のように成長率も低い収益率もまた製造業平均を下回るといった特徴がみいだせよう。

これらの特徴は、法人税の市場構造別転嫁の実証分析にとって有用なインフォメーションを与えてくれる。管理価格型産業では極度に高い集中度(市場支配力)と並んでかなり高度の収益率の達成と維持が第1目標とされ、成長率は副次的目標とみなされていると考えてよいであろう。それに

対し寡占価格型産業では、高度の成長率と収益率が第1目標とされるが、市場支配力は第1目標の達成を阻害しない限りで追求される目標という意味は副次的目標と考えられよう。さらにカルテル価格型産業では、成長率の低下とそれに基づく収益率の低下をできるだけ下支えするためのディフェンシブな目標が優位に置かれるから、したがって市場支配力も現状維持という副次的目標とされざるをえない。法人税転嫁の産業別パターンも、これら産業の目標間の優劣によりかなりの程度まで影響されるであろう。もちろん各産業内部における企業の成長率格差、収益率格差、市場支配力格差により、企業の法人税転嫁のパターンもまた異なってくるはずである。

(3) 市場構造別一般モデルの導出

わが国の法人税転嫁を市場構造別に計量分析にかけるためには、はじめにそのための理論モデルを仮定しその上に立って実証的検定に適合する計量モデルを構築せねばならない。この点、G-モデルにおける接近法は示唆に富んでいる。そのため、ここではわが国の市場構造別転嫁分析にふさわしい限りで基本的には G-モデル (また別の側面では G-モデルでも採用された K-M-モデル) と同一の接近法をとることになる。

はじめに法人利潤決定関数の型をどのように規定すべきかが問題となる。通常の同時推定完結モデルならば、利潤は賃金その他の要素所得が推定されたのちの剰余という形をとる。しかし産業別の要素所得データは与えられていないことに加え、われわれの目的からはなんらか別の接近法をとらねばならない。そこでここでは要素所得すべてについて線型変換を行なうことにより、法人利潤決定の特定モデルを導きだすことにしよう。代表的産業における利潤決定式を導出することが先決であり、法人税導入がその後考慮される手続きは G-モデルのばあいと同じである。

まず代表的産業における利潤恒等式を次のごとくきめよう。

$$(1) \quad Z = pQ - W - I - M - T_i - D$$

ただし、Z は法人税課税前利潤、pQ は当該産業の産出額であり Q はその実質値、W は賃金、I は支払利子、M は原材料費、D は減価償却費、T_i は当該産業に課せられる間接税である。ここで間接税を考慮に含める理由は、もとより間接税の効果を検討する目的からではなく、既述のように、企業課税のうち法人利潤に課せられる租税の転嫁分析に集中するための手続きでしかない。いま支払利子と減価償却費を含めて粗利潤とし Z' で表わす (Z' = Z + I + D)。また当該産業の間接税実効税率を t とすれば、T_i = t(pQ) と表わせる。(1) 式を次のごとく書き換える。

$$(2) \quad Z' = (1-t)pQ - W - I$$

ここまでは定義式であってなんら問題はない。(2) 式を線型変換するためにはここでなんらかの仮定を設けねばならない。第1は原材料費に関する仮定である。まず転嫁分析の目的にとっては原材

料費の変動が重要な役割を演じえないここでは想定した。もちろん産業別粗利潤の水準は、原材料価格の変動と原材料利用度の水準に大きく左右されるはずである。もし原材料費の変動が重要でないとすれば、(1)原材料の変動は産出額変動にとって僅小のウェイトしか占めない、(2)中間財(つまり仕掛り品も含めた広義の原材料)と他の生産要素との間に短期的代替性がほとんどありえない、(3)法人税転嫁分析の目的にとって原材料費の変動は影響するところはあまりない、という3つの想定のうちどれかが少なくとも必要とされよう。これらの想定は、産業別にみれば問題を残す(1)を除いてかなり現実的妥当性をもつとここでは考えた。(2)の想定についてみると、原材料費・産出高比率(I/Q)は景気循環のプロセスで変動し利潤の循環的変動に影響するから、原材料価格の変動が顕著であれば、利潤に影響せざるをえないといえるかもしれない。しかし、そのような変動が製品価格にマークアップされないという保証は少しもない。むしろわれわれの観察期間においてはマークアップが一般的であり、したがって利潤に対しほとんど影響するところがなかったとみてよい。(3)の想定では、法人税の増減が企業相互間における原材料の需給関係に大きな影響をもたらさないことが意味されている。この想定は経験的情報から設けられたといてよい。というのは、実態調査の問い「原材料供給者に法人税負担を転嫁する用意があるか」に対して、「ない」と答えた会社数が80パーセントを超えていることから推測しうるからである。法人税を理由として値下げを要求できない理由としては、(a)原材料供給者もまた法人企業であるから、(b)原材料は法人税と関係なく常に最低価格で購入しているから、という説明はかなり説得力をもつと考えてよいだろう。

仮定の第2は、賃金Wに関するものである。賃金率をw、マンアワーをNhで表わせば、賃金は恒等的に $W=w(Nh)$ と表わすことができる。ここで賃金率wの行動式を決定しなければならないが、賃金率を前年度の失業率 U_{t-1} と前年度の消費者物価水準 p_{t-1} の関数とみなす考え方にしたいが、かつ賃金率関数が線型であるとみなそう。ところで、前年度の失業率と消費者物価水準は経済活動水準と密接な相関関係にあるとみなしうるから、賃金率は前年度のGIP(粗産業生産物)水準 pQ_{t-1} と今年度の平均労働時間hにより決定されると想定できよう。すなわち、 $w=h(pQ)_{t-1}$ である。賃金を説明するいま1つの変数であるマンアワーは、ここではG-モデルのように労働者を直接労働者と間接労働者に区分していないので、1人当り産出量の循環的変動を両者に適切に配分するには種々の困難がともなう。1つの処理方法は、マンアワーは若干の固定費プラス産出量の一定割合と仮定することである。すなわち、 $Nh=gQ+F$ 。ただし、Fはマンアワー算出に関連する固定費である。(2)式についてこのような変換をすれば、次式のごとく書き換えられる。

注(6) 試論モデルの想定および作成に当たって次のような資料を参考とした。M. K. Evans (3), E. Kuh (16) および [17]。

(7) 税制調査会 [21] 中の「法人課税に関する意見調査報告書」p. 560 以下参照。

$$(3) \quad Z' = (1-t)pQ - gh[Q(pQ)_{t-1}] - F$$

(3)式における $Q(pQ)_{t-1}$ を線型変換すれば、 $Q(pQ)_{t-1} \cong Q(\bar{pQ})_{t-1} + (pQ)_{t-1}Q + c_1$ と表わされた1次近次式をうる。ただし、 $c_1 = -Q(\bar{pQ})_{t-1}$ であり、 \bar{p} は平均値を表わす。このような変換により(3)式の粗利潤関数はさらに次式のごとく書き換えられる

$$(4) \quad Z' = (1-t)pQ - g'Q - h'(pQ)_{t-1} - F + c_1$$

ただし、 $g' = gh(\bar{pQ})_{t-1}$ 、 $h' = gh\bar{Q}$ である。ここで $(1-t)pQ$ の変換を行なう。いま $(1-t) = a + b = a'$ とおけば、 $(1-t)pQ = apQ + bpQ$ と表わすことができる。そこで $b(pQ) \cong b[p\bar{Q} + Q\bar{p} + c_2]$ と変換してみよう。さらに $a(pQ) \cong a[p\bar{Q} + Q\bar{p} + c_3]$ についても同様の変換をほどこす。ただし $c_2 = c_3 = -p\bar{Q}$ である。ここでの変換についての付言すべき点は $b(pQ)$ の符号条件である。 g' は完全利用産出量における労働分配率とみなすことができるから、もしbが $g'(\bar{p} \cong 1)$ より大であるかぎり $b(pQ)$ はプラスの符号をとりうるであろう。この種の変換により(4)式はさらに次式のように書換えることができる。

$$(5) \quad Z' = a'(p\bar{Q}) + b'Q - h'(pQ)_{t-1} - F + c'$$

ただし、 $b' = a\bar{p} + b\bar{p} - g'$ 、 $c' = c_1 + c_2 + c_3$ である。(5)式において問題点をあげるならば、1つはそれが従属変数としての粗利潤Z'に関し、独立変数として価格変数pは含んでいないが産出量変数Qは含まれていることである。確かに価格変数が外生化されていないかぎりでは想定されているマークアップ仮説と矛盾しないが、産出量変数が外生変数として含まれているかぎりでは必ずしも矛盾しないとはいいきれないであろう。したがってなんらかの変換が必要とされる。いま1つは、われわれの関心が市場構造別に法人税転嫁の態様が異なっているはずであるという予想に集められている以上、各市場別に企業の粗利潤水準に影響すべき景気条件としてのプレッシャー変数が含まれていないことに留意せねばならない。

これらの問題点に対処するため、まず固定費Fは資本ストックKの一定比例率を占めると仮定して(5)式を整理してみる。

$$(6) \quad Z' = a'(p\bar{Q}) + (b'Q + f'K) - h'(pQ)_{t-1} + c'$$

はじめにプレッシャー変数として能力利用度 C_p を選ぶことにしよう。最大産出量 Q^* に対する現実産出量Qの比率を C_p とすれば、 $C_p = Q/Q^*$ であり、かつ最大産出量 Q^* に関する産出係数をmとすれば、 $Q^* = m(K)$ と表わせよう。それゆえまた、 $C_p = (1/m)(Q/K)$ と表わしてもよい。ここでふたたび現実産出係数 Q/K に関し変数変換を行なうことにしよう。

$$\frac{Q}{K} \cong \frac{1}{K}Q - \frac{Q}{K^2}K + c_4$$

ただし、 $c_4 = \bar{Q}/K$ である。さらにつぎのごとき関係式が近似的に成立するものと仮定する。

注(8) 線型変換の方法はクラインのそれにしたがった。L. Klein (13) p. 121 以下参照。

$$\frac{1/\bar{K}}{\bar{Q}/\bar{K}^2} = \frac{\bar{K}}{\bar{Q}} \approx \frac{b'}{f'}$$

上式が成立するかぎりでは、 $b'Q - f'K \approx QK$ という近似式が成立するはずである。以上からして、かつ $c = c' + c_1$ と表わすことにすれば、法人税課税前の粗利潤決定式として次式をうることができる。

$$(7) \quad Z' = a'(pQ) + m(C_p) - h'(pQ)_{-1} + c$$

ここでえられた法人粗利潤決定式は独立変数として今期売上高 pQ 、能力利用率 C_p 、および前期売上高 $(pQ)_{-1}$ を含んでいるが、個々の独立変数は市場構造が競争的であるか寡占的であるかにしがい説明力を異にするであろう。競争型市場構造であれば、無数の企業が存在するため高度の売上高水準は必ずしも個別企業にとって高度の売上高をもたらすとはかぎらない。それだけに今期の売上高は寡占型市場構造のばあいにくらべ利潤決定要因としての重要性において劣るであろう。また競争市場では参入障壁は殆ど無視できるから、前期売上高との相関がマイナスにでればあい粗利潤に対する効果は新参入企業による影響が働いていると推測できよう。これに対し寡占型市場構造では、今期売上高と能力利用率が粗利潤決定要因として重要と考えられるが、前期売上高はそれらにくらべさほど重要とは考えられない。それゆえわれわれがテストの対象として選ぶ産業が寡占型であれば、それだけ前期売上高に代えて例えば単位労務費なり労働生産性のごとき説明変数も代替ないし追加変数として考慮すべきこととなる。⁽⁹⁾ここでは課税前の収益率と利潤分配率を(7)式により定式化すれば次式をうる。

$$(8) \quad \frac{Z'}{K} = a' \frac{pQ}{K} + m \frac{C_p}{K} + h' \frac{(pQ)_{-1}}{K} + u$$

$$(9) \quad \frac{Z'}{R} = a' \frac{pQ}{R} + m \frac{C_p}{R} + h' \frac{(pQ)_{-1}}{R} + u$$

次のステップは、ここで定義された課税前収益率と利潤分配率のそれぞれの決定に転嫁尺度を導入し、次節における推定作業にのせる準備である。その手続きについては K-M-モデルと G-モデルで採用された手法に沿って進めて行くこととし、ここではその手続きの特徴について触れておくことにとどめよう。

K-M-モデルにおける転嫁尺度は回帰方程式に含まれる税率変数の回帰係数と一致し、かつ法人税水準ならびに収益率とも独立である。G-モデルではこの関数を収益率のみならず分配率指標にまで巧みに拡張し、両指標について同一の転嫁尺度を適用し計測が試みられている。いま税引利潤を π' 、課税がないばあいの利潤を π 、また企業の納税義務額 T のうち転嫁される割合を α で表わせば

注(9) 法人利潤変動の説明変数として労働生産性を重視する論点についての詳細は、Kuh [17] を参照。

$$(10) \quad \pi = \pi' - T + \alpha T$$

したがって税負担がまったく転嫁されないケースでは、 $\alpha = 0$ かつ $\pi = \pi' - T$ である。また税負担のすべてが転嫁されるケースでは、 $\alpha = 1$ かつ $\pi = \pi'$ となるから、税引利潤は法人利潤課税がないばあいの利潤と等しいことになる。これによりゼロ転嫁と 100 パーセント転嫁が定義されるが、この定義は伝統的接近法に沿うものであることはいままでもない。さらに π^o をもって税引利潤とし v を税率とすれば、定義式として、 $\pi_o = \pi' + T$ 、および $T = v\pi^o$ の関係が成り立つ。そしてこれらの定義式を(10)式に代入し K ないし R (次式では簡略化のため K のみで示される) で除すことにより次式がえられる。

$$(11) \quad \frac{\pi^o}{K} = \frac{\pi'}{(1-\alpha v)K}$$

ここでパラメーター α についてみると、(11)式は明らかに本質的非線型 (intrinsically nonlinear) であるから、パラメーターの変換による線型変換の余地は残されていない。それゆえこの場合 G-モデルの推定にさいしてとられた非線型推定についてのなんらかの方法が適用されねばならない。⁽¹⁰⁾ここでは G-モデルのわが国への適用に際して利用されたニュートン法を再び採用することにする。そのため租税転嫁係数 α の推定に関する最終回帰方程式は収益率指標について次のように表示することにした (利潤分配率指標についても K に代えて R による標準化をほどこせばよい)。

$$(12) \quad \frac{\pi^o}{K} = a' \frac{pQ}{(1-\alpha v)K} + m \frac{C_p}{(1-\alpha v)K} + h' \frac{(pQ)_{-1}}{(1-\alpha v)K} - \frac{(I+D)}{(1-\alpha v)K} + u'$$

法人税転嫁計測のための市場構造別一般モデルとして、われわれは(12)式のごとき租税転嫁係数 α を含む法人利潤回帰方程式をえたが、同式は K-M-モデルとは異なり明示的理論モデルからえられ、また G-モデルとも異なって別箇の法人利潤説明変数を含んでいる。問題は果してこれらの推定した転嫁度と市場構造別にみてどこまで異なるかまたは異なるないかにある。次節でそれらの問題を検討したい。

(4) 市場構造別モデルの推定結果

・ニュートン法は線型化法ないしはテーラー展開法と呼ばれているように、任意の非線型方程式の解を求めるにあたってまず初期値を選び真の解に向ってテーラー展開の利用による繰返し計算を何度かおこなって近似値を求める手続きをふまなければならない。そのため各回帰方程式において求められるべき租税転嫁係数の初期値としていずれも 0.50 をとることとし、繰返し計算はすべて 11 ステップまではおこなうこととした。初期値を 0.50 と定めた理由は転嫁度がゼロから 100 パーセン

注(10) G-モデルのわが国製造業への適用に際して利用された非線型推定法については、古田精司 [7] 第 5 節以下参照。なお岩田暁一・黒田昌裕 [10]、N. R. Draper & H. Smith [2] を参照。

トまで（もちろんマイナス転嫁と過剰転嫁も考慮に含めて）の領域の中間値として、どちらの方向に解を求めて収束するかという観点から選ばれたところにある。また繰返し計算を11ステップにとどめたのも一般に収束速度が選ばれた微係数の精度と初期値の選択にも依存するが、大体において10ステップ程度が目安とされているのにならったにほかならない。

推定の結果はこれまで試みた K-M-モデル、K-モデル、G-モデルのそれとはかなり様相を異にしている。転嫁度は100パーセントにはほど遠いにせよゼロに近いといえるものでないことは明らかである。しかも市場構造別にみた転嫁度は、経済理論が予想したように、管理価格型市場において高度であるがカルテル価格市場においては相対的に高度であるとはいえない。

表4-5-4ではセメント、鉄鋼、製紙、ガラスの各産業について収益率指標 Z^*/K （総資本ストック

表 4-5-4: 市場構造別モデル推定結果

(I) セメント産業

[] 内は t 検定値

従属変数	独立変数				\bar{R}	D-W	転嫁パラメーター	観測期間
Z^*/K	$\frac{pQ}{K}$	$\frac{Cp}{K}$	$\frac{(pQ)_{-1}}{K}$	v				
	.167 [2.633]	1.271 [.310]	.051 [.685]	.230	.985	.72	.230	昭和4~16+ 27~38年
Z^*/R	$\frac{pQ}{R}$	$\frac{Cp}{R}$	$\frac{(pQ)_{-1}}{R}$	v				
	.325 [5.039]	1.093 [.299]	-.115 [-1.590]	.386	.981	.65	.386	昭和4~16+ 27~38年

(II) 鉄鋼業

Z^*/K	$\frac{pQ}{K}$	$\frac{Cp}{K}$	$\frac{(pQ)_{-1}}{K}$	v				
	.191 [4.114]	-36757.7 [2.959]	.0117 [.215]	.299	.983	.89	.299	昭和27~38年
Z^*/R	$\frac{pQ}{R}$	$\frac{Cp}{R}$	$\frac{(pQ)_{-1}}{R}$	v				
	.214 [5.144]	-35016.7 [3.361]	-.0128 [.275]	.322	.987	.94	.322	昭和27~38年

(III) 製紙業

Z^*/K	$\frac{pQ}{K}$	$\frac{Cp}{K}$	$\frac{(pQ)_{-1}}{K}$	v				
	.223 [4.747]	673.1 [.297]	-.076 [1.444]	.194	.997	1.88	.194	昭和27~38年
Z^*/R	$\frac{pQ}{R}$	$\frac{Cp}{R}$	$\frac{(pQ)_{-1}}{R}$	v				
	.221 [4.552]	158.7 [.0623]	-.0702 [1.290]	.116	.997	2.02	.116	昭和27~38年

(IV) 板ガラス

Z^*/K	$\frac{pQ}{K}$	$\frac{Cp}{K}$	$\frac{(pQ)_{-1}}{K}$	v				
	.376 [5.073]	-3865.4 [6.824]	-.140 [1.644]	.500	.995	1.35	.500	昭和27~38年
Z^*/R	$\frac{pQ}{R}$	$\frac{Cp}{R}$	$\frac{(pQ)_{-1}}{R}$	v				
	.426 [4.447]	-4244.2 [5.460]	-.159 [1.477]	.195	.993	1.25	.195	昭和27~38年

で標準化された利潤) と利潤分配率 Z^*/R (総収入で標準化された利潤) とを従属変数として推定された結果が表示されている。観測期間はセメントについては戦前昭和4年から16年、戦後昭和27年から38年までを対象としたが、⁽¹¹⁾ その他の産業については戦後のみに限定した。

表にしたがいまず各回帰係数の有意性の判定から始めよう。それらはすべて片側 t 検定にかけられ、セメントについては5パーセント値は1.721、1パーセント値は2.518、またその他の産業では5パーセント値は1.860、1パーセント値は2.896である。この規準に照らしてみると、推定された8箇の α' 係数のすべてが1パーセント水準で有意でありかつ符号条件も満たされている。つぎの m 係数は4箇までが1パーセント水準で有意かつ符号条件も満たされているが、しかし他の4箇は有意でないのみならず符号も期待した方向とは逆である。さらに h' 係数は5パーセント水準でも有意とはいえないが、符号については2箇を除いてすべて予期したとおりであった。総括的にみればこれらの産業では競争市場とは区別された意味での寡占市場構造の特質を反映して、予想されたとおり今期売上高の信頼度が最も高く、それに比して操業度と前期売上高は信頼度が落ちることになる。また産業別にみた各回帰係数の信頼度も、ガラスと鉄鋼についてはかなり良好であるが、セメントと製紙に関してはそうはいえない。

次の検定として試論モデルとその推定値が最良不偏推定値であるか否かを確かめなければならない。セメントについてはダービン・ワトソン比率により系列相関ありと判定されよう。しかし他の産業に関しては標本数の不足により同様の検定を試みることはできない。しかしわれわれの主要関心事である租税転嫁係数についてみると、標本数は僅か8箇であるが転嫁度は最低11パーセントから最高50パーセントに分布していることに注目せねばならない。最高の転嫁度50パーセントを示しているのはガラス産業の収益率指標についてであり、同産業が価格支配力において抜きんできているところの管理価格型市場に分類されていることから留意されてしかるべきであろう。また最低の転嫁度11.6パーセントを示している製紙産業の分配率指標に関しても、同産業がカルテル型市場

注(11) 戦前におけるセメントの操業度については昭和同人会編 [19] p. 179 参照。戦後の操業度に関しては主として経済団体連合会編 [11] を利用した。戦前・戦後にわたるその他の変数についてはもっぱら三菱経済研究所編 [18] を利用した。

に分類され価格支配力においても最も見劣りすることは周知のとおりである。転嫁度をそれぞれ収益率と分配率の2つの指標についてみると、収益率では最低19パーセントから最高50パーセントの領域に分布し、分配率では最低11パーセントから最高38パーセントの間に分布し、いずれも収益率指標についての転嫁度のほうが高度であることがわかる。また収益率と分配率の両指標について転嫁度の単純平均をとると、同じく収益率平均では30.6パーセントであって分配率の25.5パーセントを若干上回っていることがみだせよう。

この試論モデル推定結果についてとくに言及すべき点は製紙とガラスにおける各回帰係数の差異——とりわけ法人税転嫁係数の差異である。今期売上高変数が両産業にとって重要変数であるのに対し前期売上高変数はあまり重要とはみなしえないという予想はその通りであった。しかし操業度変数は両産業において今期売上高変数ほどに重要とは予想していなかったが、製紙についてはそういってもガラスについては予想を覆えすものがあった。けれどもまた法人税転嫁係数 η についてみると、収益率指標と分配率指標のいずれに関しても製紙よりも板ガラスにおいて転嫁度が著しく高度であることがみだせる。両産業における転嫁度の格差は、一方の板ガラスが管理価格型産業として他方の製紙がカルテル価格型産業として分類された際すでに予想されたところのものである。

産業集中に関する公取委資料によれば、製紙は本来競争型産業として集中度が低位に属する産業であるのみならず、対象期間をつうじて集中度は傾向的に低落し、成長の停滞性と利潤率の低位が同産業の特徴であることは疑いない事実である。戦前85パーセントの洋紙生産シェアを有していた王子製紙が、分割直後の昭和25年には王子3社のシェアは37.7パーセントに下落し、34年には22.8パーセントにまで減退を重ねた。あわせて中小新企業の簇出が多方面にわたる競争要因を激化せしめ、31年以後には輸出カルテル、自主操短、勧告操短が実施されたにもかかわらず紙・パルプの卸売価格指数は29年以降全般的に低落傾向にあった。この種の産業において高度の法人税転嫁が予想しえないことは申すまでもない。これに対し板ガラスでは製紙と異なり旭ガラスと日本板ガラスが33年にセントラルが参入するまで市場を独占し、その後の3社独占下においても価格面での硬直性のみならず利潤率の高位性と安定性において顕著な特徴を与えられていることも周知のとおりである。板ガラス生産は巨大な資本のみならず特殊かつ高度の技術を必要とし、在来産業として比較的安定成長を享受していることもよく知られているとおりである。

製紙と板ガラスの転嫁度格差は両市場における企業間の競争要因によって本来は説明さるべきであろう。しかし競争要因として集中度や価格変動率および変動頻度等を導入してもそれだけで説明のすべてが尽くされると期待することはできない。製紙と板ガラスの両産業間の転嫁度格差の究明は、さらに進んで産業内企業の行動様式を追求すべき必要が予想できることをここでは指摘するにとどめよう。

(5) 試論モデル推定結果の評価

最後に K-M-モデル、K-モデルおよび G-モデルの推定結果との比較の上で、試論モデルの推定結果を評価しておこう。これまでの検討から明らかなように、試論モデルの性質上もっぱら G-モデルとの比較が中心となり、K-M-モデルと K-モデルは副次的に扱われることになろう。

G-モデルがアメリカ製造業に適用された結果の解釈として、ゴードンは対象期間にわたり課税前資本収益率は資本の平均生産性増大とともに引き上げられたが、しかし企業は法人税率の引き上げを相殺するような税負担の転嫁活動に移ることはできず、したがって消費者ではなく企業が法人税のすべてを負担したと結論した。そして法人税転嫁が不成功に終わった原因として、強力な拮抗力をもった労働組合の賃上げ要求と戦後のインフレ・スパイラルを挙げている。この解釈は直接的には K-M の 134 パーセント転嫁仮説に対する批判として提出され、K-M 自身の過剰転嫁仮説の解釈(税率引き上げが寡占企業にとって価格引き上げのシグナルとみなされ、かつ過剰調整の結果として過剰転嫁が発生する)よりもプロジブルとして受け入れやすいかもしれない。事実、K-M においては過剰転嫁仮説の説明の要点は統計的検証にほとんど委ねられ、経済理論的解釈は副次的にしか与えられていないだけにゴードンの説明はより明快であるようにみえる。けれども収益率指標による法人税の短期的転嫁がゼロであるとする説明には、ゴードンが意識した以上の領域にわたっての究明を必要とするはずである。なぜなら、かれの分析では伝統的理論が依拠する限界分析に代えてマークアップ価格決定方式を仮定し、かつ推定結果からマークアップ理論の妥当性を支持するにいたっている。同時に産業別にみた転嫁度の検証においても、化学および石油、ゴム製品のように集中度の高い産業では転嫁係数も100パーセントに近く、逆に印刷出版、金属製品のように非集中的産業では転嫁係数はマイナスをとり、転嫁係数の著しい分散とあわせて、集中度と転嫁係数の間の高度の相関を容認するにいたっている。

マークアップ理論ではホール・ヒッチ以来一般に、価格は慣習的な資本利潤率をまず定めそれに標準操業度による原価を割りふるにより決定される。その場合の資本利潤率とは税引後の投資に対する目標報酬率を意味しているのが普通である。したがって税引後利潤率を目標とする企業のマークアップ仮説が実証され、かつ企業が法人税転嫁に成功しなかったとする限りでは、ゴードン自身がその間の矛盾を解明する責任を負わなければならないが、かれにはその解明への道は閉ざされている。その理由はかれが推定したアメリカの産業別転嫁度の分散を検討すれば明らかである。すでに指摘したように、G-モデルの推定結果ではマークアップ価格決定方式をとる産業のうち化学および石油、ゴム製品のように100パーセントに近い転嫁度を達成した産業がみだせるが、それら

注(12) 古田精司(7), 第4節を参照。

産業は目標報酬率としての税引利潤率をほぼ実現できたと解釈されねばならない。逆にマイナスの転嫁度を示した産業はマークアップ価格決定に頼った結果かえって期待した税引利潤率の実現に失敗したとみなすべきであろう。それにも拘わらずゴードンは、産業別転嫁度の加重平均が製造業全体の転嫁度とほぼ同値でありゼロとみなしうるとしてこの問題を看過してしまった。

わずかにこの問題に関連してゴードンは K-モデルの推定結果に対する批判として、第1にマークアップ価格決定が必ずしも法人税転嫁を含意するものでないことを指摘する。この指摘そのものは正しい。しかしその理由として、企業の最適価格・産出量の組み合わせの上での操業は利潤税の変更により変化しないとするのは伝統的接近法と同一の思考法しか意味しない。現実の企業が最適の組み合わせで操業しているという保証はなんら与えられていないからである。第2に集中度と転嫁係数との間の高度の順相関は、単に税率上昇の期間において高い参入障壁をもつ集中的産業の企業収益率が参入の抑圧的影響を蒙る産業のそれにくらべ高められたにすぎないと解釈している。ここではゴードン自身が見出した産業別転嫁係数の格差の存在にかれ自身の眼がそらされているとしか考えられない。

試論モデルでは G-モデルと異なり集計方程式としての製造業に関する推定を試みることは控えた。それは市場構造別に存在する転嫁度格差の推定に理論的意義を認めたからであり、製造業ないし全産業については理論的にも法人税政策の観点からも殆んど意義を認めがたいからである。試論モデルでは4産業について推定された結果、11パーセントから50パーセントの転嫁度が帰結されたが、さらに他産業に拡張されるならば産業政策としての法人税政策に有用な情報を提供できよう。G-モデルと並んで試論モデルのメリットは、収益率指標と分配率指標との2方程式について推定された転嫁度は K-M-モデルの推定結果にみられるような転嫁度格差の矛盾を含まず、また K-M-モデルや K-モデルと異なりモデルの特定化に当って恣意的と思われる独立変数を含まないところにあるといつてよいであろう。それにも拘わらず、上述の結論についてはこんごとも様々な角度からの検証を経てのち大方の承認をえなければならぬ。法人税のみならず租税全般の転嫁と帰着をめぐる分析は漸く新局面を迎えたにすぎないとみなしうるからである。

〔参 考 文 献〕

- (1) Richard Caves, *American Industry: Structure, Conduct, Performance* (N. J.: Prentice-Hall, 1964). 小西唯雄訳『産業組織論』(東洋経済, 1968)
- (2) N. R. Draper & H. Smith, *Applied Regression Analysis* (N. Y.: John Wiley & Sons, 1966) 中村慶一訳『応用回帰分析』(森北出版, 1968)
- (3) M. K. Evans, *An Industry Study of Corporate Profits*, *Econometrica* (April, 1968)
- (4) 古田精司「日本の法人税負担とその転嫁」三田学会雑誌 55 巻 9 号 (1962 年 9 月)
- (5) 同「わが国の法人税転嫁と企業規模別税負担の格差」慶應義塾経済学年報 8 (1964)
- (6) 同「法人税の帰着分析 (I)」電力中央研究所一般経済内部資料 No. 23 (1969 年 4 月)

- (7) 同「法人税帰着の実証分析：マークアップ・時系列モデル：Gordon モデル」三田学会雑誌 62 巻 6 号 (1969 年 6 月)
- (8) R. J. Gordon, *The Incidence of the Corporation Income Tax in U. S. Manufacturing, 1925-62*, *Am. Econ. Rev.*, Sept. 1967.
- (9) C. A. Hall, Jr., *Direct Shifting of the Corporation Income Tax in Manufacturing*, *Am. Econ. Rev.*, May 1964.
- (10) 岩田暁一・黒田昌裕「最適値探索プログラム—FORTRAN II による計算プログラム・シリーズ (6)—」三田商学研究 11 巻 3 号 (1968 年 8 月)
- (11) 経済団体連合会「戦後における操業状況ならびに設備能力の推移—自昭和 21 年至昭和 32 年」経済資料 No. 178 (1958 年 5 月) および 1963 年までの経済資料続号。
- (12) R. W. Kilpatrick, *The Short-run Forward Shifting of the Corporation Income Tax*, *Yale Econ. Essays*, Fall 1965.
- (13) L. R. Klein, *A Textbook of Econometrics* (Row, Peterson, 1956), 宮沢光一・中村貢訳『計量経済学』(岩波, 1958)
- (14) 公正取引委員会『日本産業集中の実態』(東洋経済, 1957)
- (15) M. Krzyzaniak & R. A. Musgrave, *The Shifting of the Corporation Income Tax* (Johns Hopkins, 1963)
- (16) E. Kuh, *Cyclical and Secular Labor Productivity in United States Manufacturing*, *Rev. Econ. Stat.*, Feb. 1965.
- (17) —, *Income Distribution over the Business Cycle*, in *The Brookings Quarterly Econometric Model of the United States*, ed. by J. S. Duesenberry, G. Fromm, L. R. Klein and E. Kuh (Chicago: Rand McNally, 1965)
- (18) 三菱経済研究所編『本邦事業成績分析』(1929 年～41 年および 1951 年～63 年各上・下期)
- (19) 昭和同人会編『企業間競争と技術』(東洋経済, 1960)
- (20) R. E. Slitor, *Corporate Tax Incidence: Economic Adjustments to Differentials under a Two-tier Tax Structure*, in *Effects of Corporation Income Tax*, ed. by M. Krzyzaniak (Wayne State Press, 1966)
- (21) 税制調査会『税制調査会関係資料集—基礎問題小委員会関係 (第 2 分冊)』(大蔵省, 1965 年 4 月)